

武豊町キャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武豊町（以下「町」という。）が著作権を有する武豊町キャラクターマーク「ゆめたろう」と武豊町マスコットキャラクター「みそたろう」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 報道関係機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (3) 町又は町教育委員会が公共の用途に使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が認めたとき。

2 前項の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、商品を販売する目的でキャラクターを使用する場合は武豊町キャラクター商品化使用承認申請書（様式第1号）、商品の販売以外の目的でキャラクターを使用する場合は武豊町キャラクター一般使用承認申請書（様式第2号）に、必要事項を記載し、次の書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の概要及び事業内容等がわかる資料（様式第1号の場合のみ）
 - (2) キャラクターの使用状況がわかる完成見本等
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (使用の承認)

第3条 町長は、前条の規定による使用の申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が町のPR、キャラクターのPR又は地域の経済活性化に寄与すると認めたときは、当該申請の承認（以下「使用承認」という。）を行い、申請者に武豊町キャラクター使用承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(使用承認の制限)

第4条 キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、

町長は使用承認をしないものとし、武豊町キャラクター使用不承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(1) 町又はキャラクターの信用又は品位を害するものと認められるとき。

(2) 法令及び公序良俗に反するものと認められるとき。

(3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は支援しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長がキャラクターの使用について不相当と認めたとき。

(誓約)

第5条 第3条の規定により使用承認を受けた申請者（以下「使用者」という。）のうち商品化をする使用者は、町長に誓約書（様式第5号）を提出するものとする。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は無料とする。

(地位の承継)

第7条 相続人、合併により設立される法人その他の使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された使用内容のみに使用をすること。

(2) 規格外の展開など応用した使用をしないこと。

(3) 特定のイメージ付けや性格付けをした使用をしないこと。

(4) 第3条の規定により使用承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(5) 商標登録出願を行わないこと。

(6) キャラクターのイラストに併せて「ゆめたろう」には「武豊町キャラクターマーク」と「ゆめたろう」、「みそたろう」には「武豊町マスコットキャラクター」と「みそたろう」の文字を明示すること。商品等の使用に際しては、その商品、包装等に明示すること。ただし、明示することが困難な場合については、事前

に協議すること。

(7) 当該使用に係る物件の完成見本を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

(使用承認内容の変更)

第9条 使用者は、使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ武豊町キャラクター使用変更承認申請書(様式第6号。以下「変更承認申請書」という。)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、変更承認申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、武豊町キャラクター使用変更承認通知書(様式第7号)により通知し、不適当と認めるとき、武豊町キャラクター使用変更不承認通知書(様式第8号)により通知するものとする。
(使用承認の取消し等)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認(前条の規定による承認を含む。以下同じ。)を取り消し、使用者に対し、使用商品等の回収等の措置を請求することができる。この場合において、使用者は、取消しの日からキャラクターを使用することはできないものとする。

(1) 使用者がこの要綱に違反したとき。

(2) 第2条第2項又は第9条の規定による申請の内容に虚偽のあることが判明したとき。

(3) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長がキャラクター使用継続を不適当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により使用承認を取り消した場合、武豊町キャラクター使用承認取消通知書(様式第9号)により、使用者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 町長は、使用者に対して、キャラクターの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第11条 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して使用することを認めるものではない。また、商品、使用者等について町の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 町は、この要綱による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 町は、キャラクターの使用承認に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に不利益を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第14条 町長は、キャラクターの使用承認の状況等について、広く使用促進を図る観点から、キャラクターの使用承認の状況等を公開することができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

(武豊町キャラクターマーク使用取扱規定の廃止)

2 武豊町キャラクターマーク（平成7年4月1日施行）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に廃止前の武豊町キャラクターマーク使用取扱規定によりなされた許可は、第3条の規定によりなされた許可とみなす。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。